

「PCB廃棄物の保管及び処分状況届出書」の書き方について



保管事業者の皆様におかれましては、適正保管に御協力いただきありがとうございます。 埼玉県のマスコット コバトン
届出書を作成するに当たり、よくある質問等をまとめましたので御活用ください。

1 控えが必要な場合、届出書はいくつ必要ですか、また、代表者の印鑑は必要ですか？

2部（控えが必要ななら3部）を、来所又は郵送（控えが必要ななら切手を貼付した返送用封筒を同封）にて
6月30日までに提出してください。 代表者の押印は不要です。

2 「特別管理産業廃棄物管理責任者[※]の氏名」欄には誰の名前を書けば良いのですか？

原則として、保管事業場に常駐し届出や保管場所の管理等について説明できる方（工場長、総務事務担
当者様など）の役職及び氏名を記入してください。環境管理事務所での立入検査等を行う際、上記の管理責
任者様あてに連絡をさせていただくことがありますので、御記入くださいますようお願いいたします。

※ 特別管理産業廃棄物管理責任者となるには、講習会を受けるなど一定の要件を満たす必要があります。
（資格者のいない事業場にあつては、講習会の受講予定者の氏名を記入してください。）

3 「記入欄」（1.①～④、2.①～③）には、何を書けば良いのですか？

（1）令和6年4月1日から令和7年3月31日の間、保管状況に全く変化のなかった事業者の方

上記期間中に「発生」、「搬入」、「搬出」、「処理委託」の実績が無かった方については、1.①欄に現在
保管しているPCB廃棄物の情報を記入してください。

なお、記入方法に一部変更があるため、記入例を修正しています。記入に当たっては記入例を参考に
記入をお願いします。

（2）令和6年4月1日から令和7年3月31日の間、保管状況に以下の変化があった事業者の方

上記期間中に「発生」、「搬入」、「搬出」、「処理委託」のいずれかがあった事業者の方は、

「事業場内で新たなPCB廃棄物が見つかった(<u>発生</u>)」場合は	}	1.②欄に、
「他の事業場で保管していたPCB廃棄物を持ってきた(<u>搬入</u>)」場合は		
「使用していた機器を取り外したことにより廃棄物となった」場合は		
「届出をしていたPCB廃棄物を別の事業場に移した(<u>搬出</u>)」場合は	⇒	1.③欄に、
「処理業者にPCB廃棄物を処理してもらった(<u>処理委託</u>)」場合は	⇒	1.④欄に、

それぞれのPCB廃棄物の情報を記入したあとで、1.①欄に令和8年3月31日時点で保管している
PCB廃棄物の情報を記入します。

なお、記入方法に一部変更があるため、記入例を修正しています。記入に当たっては記入例を参考に
記入をお願いします。

（3）現在、PCB含有機器を使用中の事業者の方

2.①～③欄に使用中のPCB含有機器の情報を記入してください。

※ 当県においてはPCB廃棄物の円滑な処理を推進するため、濃度不明機器及び使用中の低濃度PCB機器
についても、届出への記載をお願いしています。御協力のほど、よろしく願いいたします。

※ 行が足りない場合は、電子データを加工して行を追加するか、別紙を作成して添付してください。

！注意！ 1.①～④、2.①にある「濃度区分」欄の記載方法等について

- ・低濃度疑い機器及び微量疑い機器（安定器を除く）の場合、「低濃度」と記載し、備考欄に「濃度不明」と明記してください。
- ・高濃度疑い機器及び微量疑い安定器の場合は、「不明」と記載してください。

4 届出書に添付する書類は何が必要ですか？

「事業場内で新たなPCB廃棄物が見つかった」場合、又は「他の事業場で保管していたPCB廃棄物を持ってきた」場合は、そのPCB廃棄物の保管状況の写真を届出書に添付してください。

「PCBの濃度分析を行った」場合、分析業者から提出された分析結果を届出書に添付してください。

「PCB廃棄物の処理業者に処理をしてもらった」場合は、処理完了時（処理業者での処分が終わった時）に返ってくるマニフェスト伝票（D票）のコピーを届出書に添付してください。

※D票の記載内容がかすれて読み取りにくい場合はA票も添付してください。

5 電子申請システムでの提出は可能ですか？

可能です。埼玉県ホームページでダウンロードした様式第一号（word ファイル）へ必要事項を記入後、PDFファイルで保存してください。保存したPDFファイルを電子申請システムの添付ファイルとして提出することにより、届出が完了します（添付資料もPDFファイルで添付してください。）。

○電子申請のページ



https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerDetail_initDisplay.action?tempSeq=32126

6 どこで処分できるのですか、また、いつまでに処分しなければならないのですか？

PCB廃棄物の種類ごとに対応が異なります。処分施設に搬出するまで適正保管をお願いします。

(1) 高濃度PCB廃棄物について

現在、処分できる施設がありません。処分が可能な施設が稼働するまで、保管基準を遵守し、適正に保管してください。また、処理可能な施設が稼働した場合、速やかに処分してください。

(2) 使用中の高濃度PCB電気工作物について

電気事業法の告示期限が過ぎているため使用禁止であり、高濃度PCB廃棄物となります。速やかに機器を取り外してください。高濃度PCB廃棄物は、処分できる施設がありません。処分が可能な施設が稼働するまで、保管基準を遵守し、適正に保管してください。処理可能な施設が稼働した場合、速やかに処分してください。

(3) 低濃度PCB廃棄物について

PCB濃度 5,000mg/kg 以下の機器及び、いわゆる微量PCB廃棄物（メーカーがPCB混入の可能性を否定できないもの）等が対象となります。

低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和9年3月末までとなっています。期日までに処理施設と契約をしてください。

処分は、環境省から無害化処理認定を受けた者又は都道府県知事等の許可を受けた者が行うことになっています。認定事業者等の一覧については、環境省ホームページを御覧ください。

○ 環境省ホームページ 「廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設」

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>